

賃貸借契約書

1 賃借物品

種 類	数 量
便座除菌クリーナー	129台
室内用消臭芳香装置	6台
飛来害虫捕獲機	10台

2 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 賃借料 円（税別）

4 賃借料の請求方法

第1回目 円（税別）を令和5年3月31日までに請求する。

第2回目 円（税別）を令和6年3月31日までに請求する。

第3回目 円（税別）を令和7年3月31日までに請求する。

第4回目 円（税別）を令和8年3月31日までに請求する。

第5回目 円（税別）を令和9年3月31日までに請求する。

5 設置場所 市立大津市民病院

賃借人 地方独立行政法人 市立大津市民病院（以下「甲」という。）と賃貸人〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、頭書の賃借物品（以下「賃借物品」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、その所有する賃借物品を甲に賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃借物品の賃貸借期間は、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）のとおりとする。

（賃借物品の引渡し）

第3条 乙は、賃貸借期間の初日までに賃借物品を甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定による引渡しを行う場合において、賃借物品の使用を妨げる権利又は担保物権が存在するときは、その権利を消滅させなければならない。

(保守義務等)

第4条 乙は、賃貸借期間において、賃借物品の正常な機能の維持に努めなければならないものとし、賃借物品に故障が生じたときは、速やかにその修理を行わなければならない。この場合において、乙は、故障の原因が甲の故意又は重大な過失によるときは、その修理に要した費用を甲に請求することができる。

(賃借料の請求及び支払い)

第5条 乙は、賃借料について、速やかに頭書の賃借料（以下「賃借料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

(賃借物品の管理等)

第6条 甲は、賃借物品を頭書の設置場所において管理するものとし、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 甲は、賃借物品の全部又は一部が滅失又はき損したときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

(転貸等の禁止)

第7条 甲は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得たときはこの限りでない。

- (1) 賃借物品の転貸
- (2) この契約に基づく賃借権の譲渡
- (3) 賃借物品の形質の変更その他著しい現状の変更

(賃借物品の譲渡制限等)

第8条 乙は、賃借物品を第三者に譲渡し、又は賃借物品に係る権利を担保に供してはならない。

(公租公課)

第9条 賃借物品に係る公租公課その他いっさいの賦課金は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、この契約の目的を達成することができないと認めるときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、翌年度以降において賃借料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

(賃借物品の返還)

第11条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに賃借物品を乙に返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

大津市本宮二丁目9番9号

賃借人 甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院
理事長 北脇 城

賃貸人 乙